川崎市議団NEWS_01.12月議会号_表面_2020.1.27

絆 KIZUNA がんばろう日本！

号外（昭和30年6月15日第三種郵便物認可）
発行所 自由民主党本部
郵便番号100-8910 東京都千代田区永田町1-11-23
電話 東京03(3581)6211(代表)
定価1部 105円(税込) ＜毎週火曜日発行＞
LIBERAL&DEMOCRATIC
自由民主党ホームページ http://www.jimin.jp/
自由民主

令和2年(2020年)1月30日 ＜1＞
川崎市議団NEWS
●発行責任者／自民党川崎市議団 橋本 勝

令和元年 第５回 川崎市議会定例会 12月議会 ご報告

先般発生した、台風１５号及び１９号に関する被災者支援の補正予算を早急に執行すべく委員会審議を通さない、先行議決議案として本会議において全会一致で成立させていただきました。

また、市内外から注目を集めた、ヘイトスピーチに罰則（最高50万円の罰金）を科す「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が全国で初めて可決・成立をしました。

我が会派は素案が示されてから「本邦外出身者に対する不当な差別的言動をした者が罰則の対象であり、日本人に対する差別的言動が行われた場合は罰せられることはないのか」「表現の自由を規制するのは法律に抵触しないのか」との多くの意見が寄せられ、懸念される問題についてこれまでの代表質問、文教委員会の質問、また、会派内において担当局と何度も意見交換の会議を開催し、修正協議を行ってきました。今回の原典之議員の代表質問においても、これまで示されていない市長が条例違反を認める場合の「解釈指針」を質しましたが、明確な答弁を得ることが出来なかったことなどにより、右の自民党提案による附帯決議案を委員会に提出、これが可決しました。以上の附帯決議案を付して、自民党川崎市議団も本条例案に賛成、可決成立に至りました。しかし、まだまだ運用に課題が残る本条例に関してはこれからもしっかりと注視し、条例の修正も含め、議論してまいります。

附帯決議（自民党提案）

1 本市における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の状況、本条例の目的や施策の内容等について広く市民に周知徹底を図り、市民の理解の下、本条例を円滑に施行していくよう努めること。

2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、本邦外出身者以外の市民に対しても、不当な差別的言動による著しい人権侵害が認められる場合には、必要な施策及び措置を検討すること。

3 前項に掲げるもののほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりを一層推進するため、本市における不当な差別の実態の把握に努め、その解消に向けて必要な施策及び措置を講ずること。

台風19号 本市独自の被災者支援

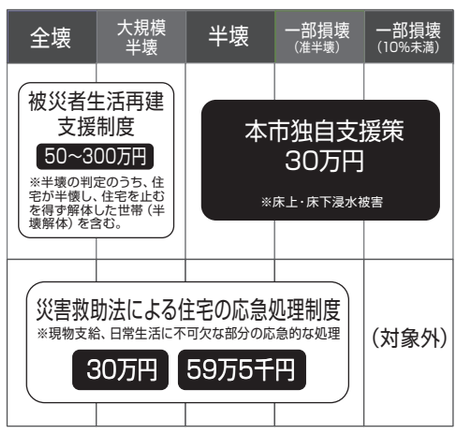

台風第19号により被災された世帯への本市独自の支援（一般会計補正予算）

目的

令和元年10月12日の夜に本市上空を通過した台風第１９号は、広範囲にわたり住宅が浸水するなど、近年ではほとんど経験したことのない甚大な被害を本市にもたらしました。現在、市民生活の一日も早い回復と安定に向けて、地元自治会をはじめ、多くの皆様から御支援をいただきながら、全市一丸となって取り組んでいるところです。

被災された市民の皆様に対しては、行政として、様々な支援策を講じているところであり、特に住宅に被害を受けた方の生活再建に関しては、大規模半壊以上等の被害を受けた方に対して、被災者生活再建支援法に基づく支援金の対象としているところです。

しかしながら、今回の浸水被害においては、支援金の対象とならない半壊以下の住宅においても、汚泥の除去や壁の含水等に伴う解体・補修等が必要となるなど、被災者の負担が大きくなっているところです。

このため、台風第１９号による本市の被害状況に鑑み、住宅が浸水した被災者の負担軽減を図り、生活再建を早期に図ることが本市全体の早期の復旧・復興に必要であることから、被災者生活再建支援法の支援の対象とならない浸水被害の世帯に対して、生活再建の支援を目的に本市独自の支援を、市民や様々な団体の皆様からの寄付金を充当し実施します。

支援メニューの設定

・台風第１９号により建物が浸水した被災世帯への生活再建支援金として支給するもので、浸水した建物に居住していた世帯であれば、賃借人も対象となります。
※被災建物に居住していないオーナーや店舗（店舗併用住宅は対象）は対象外

申請できる被災者

・原則、浸水した建物１棟（集合住宅の場合は１室）に居住する世帯の世帯主。（複数世帯の場合は1世帯のみ）
・迅速性と被災者の事務手続等を考慮し、罹災証明申請があった被災世帯に対して、プッシュ型で申請勧奨を行います。

対象となる浸水被害建物

・居住する建物の浸水被害の程度が「床上浸水」又は「床下浸水」であり、かつ「半壊」「一部損壊（準半壊）」「一部損壊（10%未満）」の世帯。
※「全壊」「大規模半壊」は別途制度があるため除きます。

支援額

３０万円（一律支給）×対象件数
３千件＝９億円